

## 【論文】

# Intentionnalité をめぐって—伝達動詞を例に

須藤佳子

## 要旨

本稿ではまず Franckel & Lebaud (1990) の intentionnalité という概念を概観する。一部の知覚動詞・感情動詞・知識動詞に特徴的なふるまいを考察するために構築されたこの概念は、主体の選択可能性を含まない目的性を指す。つまり intentionnalité の表わす目的性は、必然性により定義される。続いて選択可能性がないことは必ずしも動作主性を排除しないことを確認する。次に intentionnalité のマーカーのひとつとして伝達動詞 transmettre の分析をおこなう。この動詞における必然性は、伝達の枠組み（伝達装置、組織、伝達者集団としての組織体など）が、主体が伝達するか否かにかかわらず決まっているということに帰される。動詞 transmettre が表わす個別の伝達の目的は、主体のほかに意志主体がいればその主体に、そうでなければ伝達の枠組みに固有なしくみによって決定づけられ、〈必然〉となる。

## 1. はじめに：目的性と意志性

目的を表わす言語表現は意志性をあわせもつことが多い。ある表現が目的を表わす句や節と共起できることがその表現の意志性を調べるのに有効なテストのひとつとされることも、いかに言語表現において目的性と意志性が互いに密接に結びついているかを示しているだろう。言語だけでなく現象世界に対する私たちの認識についても同様のことがいえる。

一般的に事物の生成は別の事物によりひきおこされ、後者は前者の原因としてとらえられる。それが人間による意図的行為であるときには、その行為の実現を目指す行為者の意志が原因（動機）ととらえられることになる。そこには目的とそれを目指す意志とが分かちがたく関連しあっている。

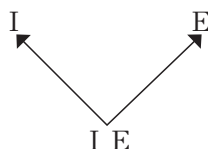
言語学の記述においてこの二つを表わす用語がしばしば区別しがたいのも当然のことかもしれない。しかし目的性と意志性とは別の概念である。意志性に含まれる選択可能性とは相反する目的性を概念化することが言語記述において有益であるとしたのが Franckel & Lebaud (1990) である。本稿では、Franckel & Lebaud の intentionnalité という概念を概観し、さらにマーカーのひとつとしてフランス語伝達動詞 transmettre を

分析する。

## 2. intentionnalité (Franckel & Lebaud 1990)

### 2.1. intentionnalité と visée

知覚動詞・感覚動詞・知識動詞についての研究である Franckel & Lebaud (1990) では、目的性を表わす概念の再検討と新たな概念の構築がおこなわれている。新たな概念とは *intentionnalité* (志向性) と呼ばれ、*visée* (意志性) との比較により定義される。*visée* は Culioli の用語で、彼が提唱する発話理論では、ある *notion* のオキュランスはゾーンの内部 (I) か外部 (E) に属するが、まだどちらにも決まっていない場合には、両者から離れたどちらでもないポジション (IE) から I と E をとらえることになる。このようなポジションは、以下のような枝分かれ図 (bifurcation) において I へのアクセスと E へのアクセスとの二つの方向にわかれる分岐点 (hyatus) として表記される。



IE からは次の3つの操作が可能である。①アクセスを二つとも残す、②どちらかを排除し一方だけを残す、③片方を偏重する。このうち③に対応するのが *visée* である。

*Cette pondération est due à une valuation: la visée correspond à la sélection de l' une des zones (a priori I) comme bonne valeur. (Franckel & Lebaud 1990, p. 224)*

(この偏重には評価がかかっている。*visée* とは、二つのゾーンのうちの一つ (基本的には I) を良い価値として選ぶということだからだ)

選択があるということは I へのアクセスが主体にとって〈可能〉な選択肢の一つであり、もう一方 (E) へのアクセス可能性も残されていることになる。

一方で *intentionnalité* でも I が目的であることには変わりはないが、I へのアクセスは〈必然性〉をもっている。ここでいう〈必然性〉とは、選択の余地がないということ、それを選ぶほかはないということを意味する。これが *visée* との決定的な違いだ。*visée* においては可能な選択肢のうち望ましいものを目標として選ぶという主体の選択可能性がかかわる。それに対して *intentionnalité* においては「IE – I という関係を必然か決定論的なものとして構築する」(op.cit) ことになる。したがって終点 I に必ず到達しなければならないということから出発し、そこらいつば遡って出発点 IE を表象することになる。

- La visée consiste à se représenter un point d'arrivée à partir d'un point de départ effectif;
  - L'intentionnalité consiste à se représenter le point de départ d'un chemin dont l'arrivée constitue la position effective ou une position nécessaire. (idém. pp. 225-226)
- (— visée は、実際の出発点から終点を表象することによりなりたっている。  
— intentionnalité は、到着点在实际または必然であるような道の出発点を表象することによりなりたっている)

intentionnalité における I へのアクセスの〈必然性〉は、二重の不在—①選択可能性の不在、②主体の意志性のなさ—により特徴づけられる。

目的性をめぐる Franckel & Lebaud の visée と intentionnalité との違いは、視点のおきどころを変えると同じ事物が違って見えるという事実になぞらえると理解しやすいだろう。ある行為の目的あるいは目標は、その行為が未実現の視点からすれば、実現しようとする意志により目指されてはいるが、実際に実現できるかどうかは未定であり〈可能性〉にすぎない。しかし同じ行為を反対側つまり目的実現済みの観点から遡ってみればどうだろう。ある行為の目的は、この観点からすれば行為に継起した結果となる。この先取りされた結果は実現しない可能性がないという意味で〈必然〉となる。前者の見方が visée、後者の複眼的見方が intentionnalité に対応する。

Franckel & Lebaud によれば、視覚・聴覚動詞 regarder / écouter は visée のマーカーであり、voir / entendre は intentionnalité のマーカーである。regarder / écouter では、たくさんの知覚対象のなかから regardable / écoutable が目標として選択される。そこには、対象選択から I へと方向性を決めるという visée の操作が含まれる。出発点は IE であり目的 I に向かうが、だからといってそれが達成される (regardé / écouté) とはかぎらない。失敗する (E) 可能性も残されている。

一方 voir / entendre が構築する関係においては、知覚してはじめて、そこに対象があったのだと追認されることになる。主体は目や耳に入ることを見聞きするのであって、見る (I) のか見ない (E) のか、聞く (I) のか聞かない (E) のかを選択することはできない。知覚されたもの (vu / entendu) (I) からひるがえって、見えうるもの (visible) 聞こえうるもの (audible) が存在していたのだと遡及的に推論されることになる。したがってあらゆる visée はしりぞけられ、知覚は主体にとって〈必然〉となる。

## 2.2. intentionnalité と動作主性

視覚動詞・聴覚動詞に関する議論において Franckel & Lebaud は intentionnalité のマーカーである voir / entendre の動作主性を認めていない。これに対して Dupas (1997) は以下のような例文を反例としてとりあげる。

- (1) Il se leva pour voir la fin de l'action.

(その行為の結末を見ようと立ち上がった)

(2) Elle se rapprocha pour mieux entendre.

(彼女はもっとよく聞こうと近づいた)

Dupas は、目的節をともなうこれらの例文において voir や entendre に動作主性が認められることを指摘し、intentionnalité には動作主性を伴わない場合と伴う場合との両方を設定すべきだと主張している。

Dupas 本人が述べている通り、この場合の動作主の意図は対象の知覚を妨害する障害をとりのぞくことにかかっている。裏を返せば、障害があるから知覚しなくてもよいという選択肢は主体には与えられていないということである。小熊 (1999, pp. 144-145) が述べるように、主体の知覚目標に近づく努力はこのような対象の〈必然性〉からきていえるといえることができる。

O (= objet) は対象として先取りされているが、D. (= Dupas) の言う「障害」のせいで達成されておらず、O へのアクセスまたは O' (O へのアクセスの不可能性、または O 以外への対象のアクセス) の可能性が開いている場面 (O/O') に S (= sujet) は位置している。しかし対象 O の選択は S にとって決定済みのことであって、O/O' の位置が論理的に予想する O' の選択 (O を知覚目標からはずすこと) は主語 S にとっては問題外のことである。もちろん、「障害」を克服しなければ O にアクセスすることができない。視野を遮る人が前にいたり (5a= 本稿の例文 (1)), 遠距離のために音がよく聞こえない (5b= 本稿の例文 (2)) こともありうる。この悪条件を乗り越えるために、「立ち上がり」(5a), 「近づき」(5b), O へのアクセスを実現させる。この最後の操作は、なるほど動作主の「意志」を要求することではある。しかし、たとえ O へのアクセスが未実現 (未来, 目的節) でも、S にとっての O の〈必然性〉は不変の要素として残っている (…)

intentionnalité, つまり対象の選択が主体にとって決定済みであるという目標の先取りと対象へアクセスできない可能性がある場面からの出発という対象に対する 2 重の関係は、アクセスの障害をとりのぞく主体の努力と矛盾しないというのが小熊の主張である。本稿ではこの立場をとる。(1) (2) で観察される動作主性は visée のマーカーにおいて観察されるそれとは区別されるべきであり、intentionnalité において本質的なのは〈必然性〉と〈目的性〉である。目標の実現が先取りされている (必然性) にもかかわらず、未実現である場面から目指される (目的性) という遡及性は、目標達成の障害をとりのぞくための動作主性と矛盾はしない。

ここまでの議論をうけて intentionnalité の特徴を次のようにまとめることができる。

- ① 目標実現の先取り (必然性)
- ② 未実現である場面から目指される (目的性)

- ③遡及性（目標実現①から、未実現②へさかのぼる）
- ④動作主性が伴うこともある

intentionnalité に④動作主性を認めることによって、知覚・認識以外の言語表現にも適用範囲を広げることができる。本稿では、フランス語の伝達動詞 transmettre が intentionnalité のマーカーであるという立場で考察をおこなう。

### 3. transmettre

一般的に伝達はコミュニケーションの基盤とされるので、決定論的な intentionnalité の概念を用いて伝達動詞を論じるのは奇異にうつるかもしれない。しかし transmettre は communiquer とは対照的な意味をもっている (cf. Debray 2001, Moser 2005)。分析に入る前に、transmettre の基本的な意味・用法をまとめておこう。

#### 3.1. 基本的意味・用法

この動詞は、情報・命令など言語情報の伝達だけでなく、資産の相続・権限の移譲・伝統の継承・知識の伝授から病気の伝染・熱や力の伝播など、幅広い伝達をあらわす。

—伝言する：

Transmettre un message, le bonjour, etc.  
(メッセージを伝言する, よろしく伝える)

—受け取ったものを渡す：

Transmettre une lettre, etc.  
(手紙を渡す)

—権利などを移譲する：

Transmettre le pouvoir, un titre, etc.  
(権力を移譲する, 称号を譲る)

—伝統などを伝える：

Transmettre une tradition, le savoir, etc.  
(伝統を伝える, 知識を伝授する)

—病気をうつす：

Transmettre un virus, la peste, etc.  
(ウィルスをうつす, ペストをうつす)

—物理現象を伝播させる：

Transmettre l'électricité, le son etc.  
(電気を伝える, 音を伝える)

この動詞は2項用法と3項用法をもつが、本論では transmettre A à B 「BにAを伝達

する」という3項用法，特に人間主語をとる用例を考察の主な対象とする。

調査対象としたコーパスは，Rue89というネット・ジャーナルにおける用例が中心である。このジャーナルはフリーランスのジャーナリストによる参加型であるため，話題や書き方にかたよりが少ない。出典のない例文は，コーパスの用例を簡略化したり，ネイティブに確認をとった自作のものである。なお，例文中に記した?と??は，その例文の容認度がそれぞれ「やや不自然」「容認不可なほど不自然」をあらわしている。

### 3.2. 伝達の枠組みと全体性（須藤2012）

議論の便宜上，動詞の主語，直接目的語，間接目的語の指示対象を，それぞれ X, Y, Z と表記することにする。XYZ の関係は，大まかにいえば X から Z への Y の移送を表わすのだが，それだけではないということを確認するために以下の例文を比べてみよう。

(3) ?? Elle m'a transmis l'envie de bâiller.

(彼女は私にあくびをうつした)

(4) ?Il m'a transmis son tic de langage.

(彼は私に口癖をうつした)

(3) (4) は，X の状態や振る舞いが無意識的な模倣によって Z に移ることをあらわし，X と Z が同じ場にいるという状況的な結びつきが要因となって Y の伝達が行なわれている文脈である。このように移送が状況的・偶発的なものである場合には，transmettre の容認度は低い。以下の例文はどうだろうか。

(5) Jean a { (a) passé / (b) ?? transmis} le sel à Paul.

(ジャンはポールに塩をとって渡した)

(6) On m'a { (a) raconté / (b) ?? transmis} l'histoire de Paul.

(人が私にポールの話伝えた)

(5b) は (5a) の意味では非文に近い。しかしネイティブによると，Y が特別な価値のあるもの（たとえば聖なる塩）である場合には (5b) も容認できるという。(6b) も (6a) の意味では不自然な発話であるが，Normand (2002) でも指摘されているとおり，「ポールの話」が，単なる逸話ではなく「伝説」と解釈される文脈では容認される。ある塩が伝達に値する特別な価値を持つためには，そのような価値を構築する枠組みとコミュニティが想定されなければならない。また，ある逸話が伝説になるには，それを語り継ぐ話者集団が必要である。つまり transmettre が用いられるためには，ある時空間においての X から Z への Y の移動（図式化すれば  $\langle Y : X \rightarrow Z \rangle$ ）という個別の出来事だけでなく，それを含みこむ全体的な伝達の枠組みが読み込まれる必要があるということを示唆している。

このような観点から，須藤 (2012) では，transmettre が「全体」の観点を導入する

ことをあきらかにし、以下の仮説を提出した。

transmettre は、X の行う事行が、それに依存しない全体の観点から目的志向的にとらえなおされるということをあらわす。

本稿においては、transmettre が intentionnalité のマーカーであるという観点からこの動詞が導入する全体のスキーマの分類をすすめ考察をおこなう。

### 3.3. 伝達タイプとそれぞれの「全体」のスキーマ

transmettre があらわす伝達は、「一度限りの伝達」と「リレー式伝達」に二分できる。前者は〈Y at Z〉で完結するが、後者は受け手が次の送り手となって順繰りに続いていく伝達（〈Y : X<sub>i</sub> → Z<sub>i</sub>=X<sub>j</sub> → Z<sub>j</sub>=X<sub>k</sub> → Z<sub>k</sub>…〉）である。これら二つの伝達は、さらに以下のように下位区分される。

#### A 一度限りの伝達

- A-1 受け渡し
- A-2 装置を介する伝達
- A-3 中間的伝達

#### B リレー式伝達

- B-1 内的終点のある伝達
- B-2 内的終点のない伝達

以下、タイプごとに検討していく。

#### 3.3.1. A 一度限りの伝達

##### [1] A-1受け渡し

このタイプの用例は、X が他の人から受け取った Y を Z に渡すという意味価をもつ。伝達主 X の前に、それとは別の主体 (X<sub>1</sub>と記す) が想定され、〈Y : X → Z〉は、X<sub>1</sub>を含めた全体的枠組みの中に位置づけられる。

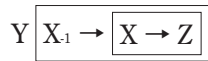
この特徴は、類似した意味をもつ3項動詞と比較すると明らかである。

(7) J'ai { (a) envoyé/ (b) passé / (c) transmis} une lettre à Marie.

- (a) 私はマリーに手紙を送った。
- (b) 私はマリーに手紙を渡した。
- (c) 私は預かった手紙をマリーに渡した。

(7a) の自然な解釈は、「私」が「手紙」の送り手であるだけでなく書き手であるというものである。(7b) は、「手紙」が「私」の手から「マリー」に移動したという意味

で、その手紙のオリジン（書き手）が「私」であるかどうかはわからない。一方で、transmettre が用いられている（7c）の自然な解釈は、「マリー」に渡すために「手紙」を誰かに預かったというものだ。この発話において「私」は「手紙」のオリジンではなく、伝達場に不在の主体（ $X_1$ ）と受け手である「マリー」（Z）の間をとりもつ媒介の役目をはたしている。伝達対象 Y や受け手 Z は  $X_1$  によって選択済みである。Visée を決定しているのは  $X_1$  であって、X ではない。このような Y の流れは以下のように図式化できる。



重要なのは、大きな四角で示した伝達の枠組みが X の伝達に先立って設定されていることである。「手紙を渡す」という行為は意図的行為であるにもかかわらず、X は自身の行為を意味づけている枠組みの設定には関わらない。つまり  $\langle Y \text{ at } Z \rangle$  という伝達行為の結果は、X にとって〈目的〉であると同時に〈必然〉なのだ。

同様のしくみは伝言を表わす用法でもみられる。transmettre は、目的語として le bonjour（こんにちは）、l'amitié（友情）、mes vœux（私の願い）などをとり、いずれも「(人)に、よろしく伝える」という意味の表現をもつ。これらは固定的な慣用表現である。

- (8) Veuillez bien transmettre mon amical souvenir à Monsieur votre père. (TLF)  
 (お父様にくれぐれもよろしくお伝えください)

ここで X の情報伝達は一方的である。Normand (2002) が指摘するように、言語情報を伝えるという意味で transmettre が用いられるとき、それがあらかず伝達は一方的的で、対話を前提とする発話の場を形成しない。これらの表現はあらたまった言い方で、くだけた文脈にはなじみにくい。

- (9) Maman te {(a) dis / (b) ?? transmet} le bonjour.  
 (ママがよろしくって)

須藤 (2012) では、 $X_1$  によって設定された全体的枠組みの中で X は Z と関係づけられるが、その関係づけにさきだって X と Z の切り離しが前提となることを指摘したが、このことと (9b) の容認度の低さは関係すると思われる。

A-1 タイプの用例では、X/Z の関係づけが Y のオリジンである  $X_1$  を含めた全体的枠組みのなかでとらえられるということを見た。



[2] A-2 装置を介する伝達

Y のオリジンが X 以外の主体である A-1 タイプと異なり、A-2 タイプでは X 自身がオリジンであるが、その伝達は何らかの伝達装置を通して行われる。

たとえば以下のような例である。

(10) Transmettre un message télégraphique. (TLF)

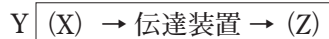
(電報を送る)

(11) Sa femme travaille à domicile, son entreprise lui transmet tout par Internet.

(Rue89, 01/03/2012)

(彼の妻は在宅の仕事をして、会社は彼女にすべての仕事をインターネットで送ってくる)

Y が電子コード化され送受信される一連の仕組みは、物理的メカニズムである。(11) のように経路をあらわす副詞句によって示されることもある。これらの例においては、X はたしかに Y のオリジンであり、受け手 Z を決めているのも X 自身であるが、その伝達は、X がコントロールできないメカニズムを介してなされる。そしてそのメカニズムは、X が伝達を行うかどうかに関係なく成立しているということが重要である。X はその装置を発動しているにすぎない。



以下の用例も、同様のスキーマで考えることができる。

(12) L'ambassadeur m'avait transmis son invitation pour le dîner officiel. (Lexis Larousse)

(大使は公式晩餐会の招待状を私に送ってきていた)

A-1 の (7a) などと異なり、(12) では大使 (X) は誰か別のの人に頼まれて招待状 (Y) を渡しているのではない。この例文の自然な解釈は、「招待状」(Y) を「私」(Z) に送ろうと意図したのは「大使」(X) 自身であるが、担当者に送らせたというものだ。そもそも大使自ら招待状を書いて送る手続きをおこなったかどうかは問題ではなく、この種の催しものに関する所定の手続きを経て行われたオフィシャルな送付であるという距離感が、transmettre が用いられることにより示されている。

(10) (11) では機械的装置、(12) では人的組織という自律的な伝達装置を経由することで、X は自身が決めた伝達を完全にはコントロールできず、そのしくみを一度発動すれば <Y at Z> を逃す可能性はない。X にとって <Y at Z> は〈必然〉である。

[3] A-3 中間的用法

Normand (2002) は、「媒介」という概念をキー概念としてこの動詞の意味を記述している。しかし実例にあたると、「両方の間に立って橋渡しをすること。とりもつこと。」という意味での媒介とは考えられない例が少なからず出てくる。ここでは A-1 タイプのように  $X_1$  の存在は想定されているが、明らかに  $X_1$  の意図しない伝達を X が行っている用例、つまり媒介とは考えられない例をみていく。

- (13) Sur le site de réseau social Facebook, trois salariées d'Alten, une société d'ingénierie et de conseil en technologie, critiquent leur hiérarchie et la DRH, et ironisent sur le « club de néfastes » dont elles estiment faire partie.

Une quatrième employée, « amie » commune sur Facebook, transmet à la direction une capture d'écran de la conversation. L'entreprise décide de licencier les trois fautives, pour « incitation à la rébellion et dénigrement ». (Rue89, 21/05/2010)

[前後の文脈：同じ会社に勤める 3 人の女性が Facebook 上で上司の悪口を言い合っているのを見た別の同僚女性が、そのやり取りを会社上層部に送ったため三人は解雇処分をうけた]

(Facebook 上の共通の「友人」である四人目の女性社員が、やりとりをプリントスクリーンして会社上層部に送った)

- (14) Il lui transmet l'article d'une de ses collègues avant publication, accompagné de ces mots : « Ça ne vient pas de moi... et merci d'effacer ce message après l'avoir lu. Vous voyez, rien d'inquiétant ! » (Rue89, 01/09/2012)

[前後の文脈：New York Times の記者が、同僚の書いた印刷前の記事を CIA のスポークスマンに送ったことが発覚しさわぎになった]

(彼は同僚が書いた印刷前の記事を、次の言葉を添えて、CIA のスポークスマンにメールで送った。「これは私からのものではありません…このメッセージを読んだら削除してください。心配することはなにもないですよ」)

- (15) Shi Tao, un journaliste chinois, a été condamné à dix ans de prison en avril 2005 pour « diffusion de secrets d'Etat », pour avoir transmis à l'étranger les consignes officielles aux médias chinois à l'occasion du quinzième anniversaire du massacre de Tiananmen en 1989. (Rue89, 16/11/2007)

(中国人ジャーナリストの Shi Tao は、1989年の天安門事件15周年の際に国内メディアむけの指令を外国に伝えたという「国家機密の漏洩」の咎で2005年4月に禁固2年の判決を受けた)

$X_1$  が望まない伝達をあらわす用例のなかで特に興味深いのが、上のような密告の文脈にあらわれる例である。これらの文脈では、受け手 Z が  $X_1$  に制裁あるいは圧力を加えることができるかそうすべき立場にある。実際、(13) の transmettre の用例に続く文脈

で、この女性3名 ( $X_1$ ) は当該の同僚 (X) の伝達が原因で解雇処分を受けていることがわかる。もちろん、結果的には Z が  $X_1$  に圧力を加えないこともあるし、(15) のように圧力がかかったからこそ X は  $X_1$  による報復措置をのがれられないこともある。いずれにしても X は、 $X_1$  と Z の間をとりもつ者という意味での媒介者ではありえない。

A-1タイプとの違いを2点あげることができる。① Y を X に渡した  $X_1$  の存在は明らかだが X の伝達は  $X_1$  の visée ではない。②伝達は 〈Y at Z〉そのものを目的としているのではない。Z が  $X_1$  に対して制裁を加える、あるいは少なくとも圧力をかけることが義務であるような職務にいるということが大切である。X が目指しているのは、Y を受け取った Z が行うべき行為であり、X が Z に対して行う伝達は、その後生じる Z の義務を見越したものである。そのため X にとっては、Z を選択するよりほかはない。密告という意図的な伝達であるにもかかわらず、〈Y at Z〉が必然として与えられることになる。

以下の例文は Normand (2002) で容認不可として挙げられていたものである。

(16) On lui a transmis un tract.

(彼はビラをもらった)

ネイティブによると、たしかにこの例文は文脈が想定しにくいものの、受け手 (「彼」= Z) がもらった「ビラ」(Y) に対して何らかの義務を負う文脈であれば自然に容認できるという。何らかの義務とは、たとえば Z がそのビラを校正したり、他の人に配らなければならないなどである。このような文脈では前述の (13) ~ (15) と同様に、受け取り後に Z がすべきことが伝達に先立ち想定されていることになる。(13) ~ (15) と (16) の容認度の違いは、前者の密告の文脈では生じる結果および状況の予測可能性が高いのに対して、後者ではそうではないという違いによって説明することができる。

A-3タイプは伝達後が見越されているという点で、一度限りの伝達であっても B タイプの用例に近いといえる。

### 3.3.2. B リレー式伝達

B タイプの用例では、発話があらわす 〈Y : X → Z〉という個別の伝達が、前にも後にも続いている伝達の連鎖の一環とみなされるタイプの用法である。伝達のつながりに終点が想定されるかされないかによって、さらに二分される。

#### [1] B-1 終点が想定される場合

このタイプは、〈Y : X → Z〉がその一環として組み込まれる伝達の連鎖に内的な終点が想定される場合である。

$$Y \left[ X_0 \rightarrow Z_0 = X_1 \rightarrow Z_1 = \dots \left[ X \rightarrow Z \right] \dots X_{n-1} \rightarrow Z_{n-1} = X_n \rightarrow Z_n \right]$$

典型的なのは Y が書類や命令である以下のような例文である。

- (17) ... tout dossier sensible doit être signalé au directeur local, qui transmet ensuite à la direction générale, pour savoir si l'agent part en vérification. (2010/06/28 Rue89)

(取扱いに慎重さを要する書類はすべて管轄の税務署長に通知されねばならず、つづいて、署員が確認におもむくかどうかを諮るために、署長は上層部にその書類を送る)

- (18) La direction générale de la banque donne ses objectifs et toute la hiérarchie, en cascade, transmet ses directives, jusqu'à l'exécutant. (2008/03/16 Rue89))

(銀行の上層部が目標を出すと、その指令を、すべての職階の人びとが次々に指令実行者まで伝える)

X/Zは、同じひとつの組織に属し、その組織内でYを取り扱うために移送が行われる。Yの移送は組織内であらかじめ定められた所定の手続きを経ておこなわれる。(17)の例をとれば、管轄の税務署の現場→署長→上層部というフローチャートが想定できる。Xは、その組織の一定の基準に合致させるように、割り当てられた役割をこなす。ボトムアップの場合(17)も、トップダウンの場合(18)もあるが、伝達の方向は一方的で不可逆的である。〈Y : X → Z〉はこの流れ作業の一つの段階に対応する。移送のルートがあらかじめ決まっているため、行為者が背景化し、以下のように自動的に機械的な伝達や義務的な伝達という文脈もみうけられる。

- (19) On reçoit énormément de demandes de la part de militants et de non militants. On les transmet automatiquement au ministère concerné. On n'est que des intermédiaires. (2010/04/22 Rue89)

(私たちは党の支持者からもそうでない人からもたくさんの問い合わせをうけます。それらは関係ある省庁に自動的に転送します。私たちは仲介者でしかないので)

- (20) Mais pourquoi faut-il, de surcroît, subir la mode des évaluations, que vous transmet obligeamment l'administration à la fin du semestre ? (2012/02/09 Rue89)

(それにしても、そのうえどうして、教務が学期末にご丁寧にも送ってくる学生たちの授業評価にさらされなければならないのだろうか)

ここで *transmettre le ballon* 「ボールをパスする」という表現をみてみよう。この表現が表わすのはサッカー、ラグビー、ハンドボールなどチームで行う球技でのパスに限られ、ボールを使うスポーツでも卓球やテニスにおいては用いられない。また団体球技であっても、同じチーム内のボールの受け渡しに限られ、相手チームの選手とのボールのとりあいについては *transmettre* を用いることはできない。

須藤(2012)では、サッカーの試合の実況中継を文字化した記録を調査し、



まず以下の例を比べてみよう。

- (23) Ma grand-mère m'a { (a) transmis / (b) donné } sa bague.  
(祖母は私に指輪をくれた)

どちらの例文も指輪 (Y) の贈与をあらわすが、(23a) には (23b) にない意味価が含まれる。すなわち (23a) では、祖母 (X) が持っていたものを私 (Z) が引き続いて所有し、おそらくは後世に残していく形見という意味あいを持っている。一方 (23b) は、祖母と私を結びつける家族の系統を参照しない解釈である。(23a) においては、指輪の移動が過去からの一本のつながりとしての「家」のなかに読みこまれる。このように、Yが財産をあらわすときには、家系という全体の視点が読み込まれることが多い。

- (24) Il a { (a) transmis / (b) passé } sa maison à son fils.  
(彼は息子に家を譲った)

- (25) Il a { (a) ?? transmis / (b) passé } sa maison à son fils pendant les vacances.  
(彼は休暇のあいだ家を息子に貸した)

(24) では、transmettre は passer と近い意味になるが、後者と違い前者は財産の相続が意味されしがつって一時的な貸し借りを表わさない。(24a) では父 (X) と息子 (Z) は家系という個を超えた全体性のなかでとらえられている。この伝達の枠組みのなかでは家 (Y) が息子 (Z) に継承されること (Y at Z) は必然性をおびている。次の (25a) の容認度が低いのは、transmettre の使用によって全体性が要請されるのに対して、pendant les vacances がその全体性と矛盾するからである。

B-2タイプの伝達について次のことが言える。① Yが伝達されるに値する価値 (だからといって望ましい価値とはかぎらない) を持っている。② Zは任意の主体ではなく Yを引き受ける資格がある。この2つを顕著に表わしているのが以下の用例だ。

- (26) Le président sortant a informé le président élu sur les dossiers chauds ou ceux qui lui tiennent particulièrement à cœur et lui transmet le code nucléaire, véritable symbole de la puissance de la fonction présidentielle.  
(退任する大統領は、新しく選出された大統領に緊急課題や特に気がかりな課題について知らせ、大統領権限の真の象徴である核兵器発動コードを伝える)

フランスでは、大統領に選ばれた者のみが「核兵器発動コード」を知ることができる。大統領が交代する時には新旧大統領の間で大統領権限の継承式が行われるが、そこで引き継がれる様々な大統領の職務の中で最も象徴性が高いのが核兵器発動コードの引き継ぎである。transmettre le code nucléaire という表現は、ほぼ慣用句のように用いられ他の動詞と入れ替えることは難しい。大統領権限の移譲そのものを象徴す

る核兵器発動コード (Y) の伝達が前大統領 (X) と次期大統領 (Z) を歴代大統領系譜の連続性のなかに関係づける。あるいはその伝達こそが歴代大統領の系譜を作っているといってもよいかもしれない。

伝達者集団が形成する組織体は他にも、学校という教育システム (*transmettre le savoir* 「知識を伝授する」) や教会制度 (*transmettre le foi* 「信仰を伝える」) など、伝達者集団として系統にまとめあげる様々な社会制度の枠組みが読み込まれる。

それでは、病気の伝染をあらわす例はどう考えればよいだろうか。病気に関しては、制度だった全体的枠組みは想定し難い。しかし、ふつうの風邪 (*rhume*) よりも、感染経路が問題とされやすいエイズ (*sida*) や遺伝性疾患 (*maladie génétique*) などの目的語をとりやすい。風邪ウィルスの感染のように状況依存ではなく、血のつながりなど系統だった感染者の集合体を前提としやすい場合に用いられやすいのではないと思われる。

系譜があるから Y の伝達が可能なのか、それとも Y に自律的な動因があるから伝達者集団が形成され系譜となっていくのか。受け継がれていくものは受け継いでいく集団が組織されなければ存在しないが、それを受け継いでいくことが集団を組織していくとも言える。Y に自律的動因がある場合でも組織の要請がある場合でも、X が伝達を行うか否かにかかわらず伝達の枠組みが定まっており、X にとって <Y at Z> が必然であることにはかわりない。

### 3.4. 分析のまとめ

ここまで異なるタイプの *transmettre* の用例を分析してきたが、いずれも *transmettre* が用いられる発話では、X と Z が組み込まれる全体レベルが導入され、そのレベルでは X と Z は連続したものとしてとられている。この動詞があらわす目的性についてタイプ別に以下のようにまとめることができる。

- ・伝達主 X とは別の主体の *visée* がかわる : A-1
- ・目標を定めるのは X であっても、伝達が自律的なしくみによって制御されており X はそれを発動するにすぎない : A-2, A-3
- ・特定の主体の *visée* が問題とされない。XZ を結びつける必然的な枠組みが読み込まれる : B-1, B-2

## 4. 結語

本稿ではまず第2章で Franckel & Lebaud (1990) の *intentionnalité* という概念を概観した。一部の知覚動詞・感情動詞・知識動詞に特徴的なふるまいを考察するために構築されたこの概念は、主体の選択可能性を含まない目的性を指す。つまり *intentionnalité* の表わす目的性は、必然性により定義される。続いて選択可能性がないことは必ずしも動作主性を排除しないことを確認した。続く3章では、*intentionnalité*

のマーカ―のひとつとして伝達動詞 *transmettre* の分析をおこなった。この動詞における必然性は、伝達の枠組み（伝達装置、組織、伝達者集団としての組織体など）が、主体が伝達するか否かにかかわらず決まっているということに帰される。動詞 *transmettre* が表わす個別の伝達の目的は、主体のほかに意志主体がいればその主体に、そうでなければ伝達の枠組みに固有なしくみによって決定づけられ、〈必然〉となる。

### 〔参考文献〕

- 小熊和郎 (1999) 「〈意志性〉とは何か—一日仏の知覚動詞を例に—」『西南学院大学フランス語フランス文学論集』vol.38, pp.131-172。
- 小熊和郎 (2009) 「Mettreの柔軟性と制約」『西南学院大学フランス語フランス文学論集』vol.52, pp.1-26。
- 須藤佳子 (2012) 「Transmettreがあらわす伝達と全体性」『川口順二教授退任記念論集』慶応大学, pp.37-147。
- 坪本篤朗 (2008) 「〈部分〉と〈全体〉から見る日英語の接続—〈自己同一性〉とwhen節の多様性—」『英語語法文法研究』vol.15, pp.5-19。
- Antoine, C. (1990) *Pour une linguistique de l' énonciation : opérations et représentations*, Tomes 1, Ophrys.
- Antoine, C. (1999) *Pour une linguistique de l' énonciation : opérations et représentations*, Tomes 2, Ophrys.
- Antoine, C. (1999) *Pour une linguistique de l' énonciation : opérations et représentations*, Tomes 3, Ophrys.
- Debray, R. (1997) *Transmettre*, éditions Odile Jacob.
- Debray, R. (2001) «Communiquer moins, transmettre plus», in. *Les diagonales du médiologue : transmission, influence, mobilité*, Paris, Bibliothèque nationale de France, coll. «Conférences DelDuca », pp. 7-29.
- Dupas, Chantal. (1997) *Perception et langage—Etude linguistique du fonctionnement des verbes de perception auditive et visuelle en anglais et en français*, Peeters Louvain—Paris.
- Franckel, J.-J. and Lebaud, D. (1990) *Les figures du sujet*, Ophrys.
- Franckel, J.-J., Paillard, D. and E. Saunier, (1997) «Modes de régulation de la variation sémantique d' une unité lexicale. Le cas du verbe *passer*», *La locution: entre lexicale, syntaxe et pragmatique*, Inalf, Klincksieck.
- Lebaud, D. (2004) «Éléments pour une sémantique du verbe DÉsirER», *Marges Linguistiques*, n°. 7.
- Moser, W. (2005) «Transmettre et communiquer. Chassés—croisés conceptuels à partir de Régis Debray», *Intermédialités*, n°. 5, « Transmettre », pp.191-206.
- Normand, Cl. (2002) «Transmettre, dit—on ; mais quoi ?», *Linx*, n°. 47, pp.147-158.



(Résumé)

Dans le présent article, nous avons d'abord présenté le concept d'«intentionnalité» de Franckel & Lebaud (1990), concept élaboré pour tenir compte de comportements spécifiques de certains verbes de perception, de sentiment et de connaissance. Les auteurs définissent l'intentionnalité comme une finalité sans intention du sujet («visée» selon leur terminologie). Nous avons vu que l'absence de «visée» n'exclut pourtant pas l'agentivité. Ensuite, nous avons analysé le verbe *transmettre* comme marqueur d'intentionnalité. La nécessité de ce verbe consiste au fait que le cadre de la transmission (machine de transmission, structure ou organisme des transmetteurs, etc.) est construit indépendamment de la transmission du sujet. L'événement particulier, exprimé par l'énoncé du verbe, est finalisé, soit par rapport à un autre sujet que l'agent, soit par rapport au fonction propre du cadre de la transmission. Le résultat de l'acte est donc donné comme «nécessaire» au sujet.

